

## 福岡市営住宅の管理方法に関する懇話会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市営住宅（以下「市営住宅」という。）の管理方法の方針等を決定するに際して、各分野の専門家の多様な見地からの意見を収集すると共に、専門性及び客観性確保するために設置する、「福岡市営住宅の管理方法に関する懇話会（以下「懇話会」という。）」に関し、必要な事項を定めるものである。

### (委員会の目的)

第2条 懇話会は、市営住宅の管理方法の方針等に対して、委員から参考となる意見を収集する。

### (委員)

第3条 懇話会の委員は、各分野において専門的な知識を有し、公正中立の立場で客観的に助言等を適切に行うことができる次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)住宅管理を行っている民間団体関係者
- (3)財務専門家
- (4)消費生活専門家
- (5)福祉事業関係者
- (6)その他市長が必要と認める者

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和4年8月31日までとする。

### (座長)

第5条 懇話会は、座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により選任する。

### (会議の開催)

第6条 懇話会は、市長が開催する。

2 市長が必要と認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。

### (会議の公開、非公開)

第7条 懇話会の会議は、原則公開とする。ただし、その会議における審議の内容が、

福岡市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項に関するものであるとき又は会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りでない。

- 2 懇話会の会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 懇話会の公正性、透明性を確保するため、議事録を作成しなければならない。なお、議事録は会議に出席した委員等の承認を得て確定し、福岡市情報公開条例第7条各号に定める非公開情報を除き公開する。

（守秘義務）

第8条 懇話会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務局）

第9条 懇話会の事務局は、福岡市住宅都市局住宅部住宅管理課に置く。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。